



条第一号八及び第十五条第一項第一号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十二年度における徳島県地球温暖化対策推進条例(平成二十年徳島県条例第四十四号。以下「条例」という。)(第十九条第一項の規定による同項に規定する地球温暖化対策計画書(以下「地球温暖化対策計画書」という。)(の提出については、改正後の徳島県地球温暖化対策推進条例施行規則(以下「新規則」という。)(第六条第二項中「七月末日」とあるのは、「十一月末日」とする。

3 平成二十二年度における条例第二十条の規定による同条に規定する報告書(以下「報告書」という。)(の提出については、新規則第十条第二項中「七月末日」とあるのは、「十一月末日」とする。

4 この規則の施行の際現に地球温暖化対策計画書を提出している改正前の徳島県地球温暖化対策推進条例施行規則(以下「旧規則」という。)(第五条第一号に掲げる者は、当該地球温暖化対策計画書のうち平成二十一年度に係る部分については、条例第十九条第一項の特定事業者とみなす。

5 この規則の施行の際現に提出されている地球温暖化対策計画書に係る平成二十二年度における報告書及び当該報告書が提出されるまでの間における条例第十九条第三項の規定による変更後の地球温暖化対策計画書の様式については、なお従前の例による。

6 この規則の施行の際現に提出されている地球温暖化対策計画書(旧規則第五条第一号に掲げる者の提出に係るものを除く。)(のうち平成二十二年度以降の年度に係る部分については、当該地球温暖化対策計画書に係る平成二十二年度における報告書が提出された後は、改正後の様式第一号により作成されたものとみなす。